

(平成23年9月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山梨地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

8 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 6 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 2 月から 63 年 9 月までの期間及び同年 11 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 2 月から 63 年 9 月まで  
② 昭和 63 年 11 月から平成元年 3 月まで

申立期間①の保険料は、私自身が昭和 63 年 9 月に A 町役場で 58 年 2 月まで遡ってまとめて納付した。また、申立期間②の保険料は、納付書が届いて、63 年 10 月から、私自身が毎月銀行で納付していた。記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年 2 月 17 日に払い出されており、申立人の前後の加入者の払出日から、申立人が実際に加入手続を行ったのは同年 1 月と推認でき、この時点で、申立期間のうち昭和 58 年 2 月から 61 年 9 月までの保険料は時効により納付できず、同年 10 月から 63 年 3 月までの保険料は過年度納付となり役場では納付することはできない上、現年度納付が可能な同年 4 月から同年 9 月までの保険料は 4 万 6,200 円であり申立人が主張する金額とは大きく相違している。

また、申立人は、申立期間②について、「毎月銀行で納付していた。」と主張しているが、申立人が実際に加入手続を行ったのは平成元年 1 月と推認できることから、昭和 63 年 10 月から申立期間②の保険料を毎月納付していたとは考え難い。

さらに、A 町の国民年金被保険者台帳の納付記録欄においても、申立期間の国民年金保険料は未納となっていることが確認でき、当該台帳に不自然さは見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（日記、

メモ、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 5 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月から 48 年 3 月まで  
申立期間については、大学在学中のため A に住んでいたが、母から、「役場から通知が届いたので国民年金保険料を納付した。」と聞いていた。居住地の区長が集金に来ていたようであり、母が納付しないはずはないので、納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年 12 月 16 日に B 町（現在は、C 市）において払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、同時期に加入手続が行われたものと推認できるところ、申立期間のうち、45 年 5 月から 47 年 9 月までの保険料については時効により納付することができない期間であり、同年 10 月から 48 年 3 月までの保険料については過年度保険料となるため、納付組織では納付することができない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付をしていたとする母親は既に死亡していることから、申立期間当時の保険料納付状況は不明である。

さらに、申立人及び母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 山梨厚生年金 事案 593 (事案 283 及び 400 の再申立て)

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月 1 日から 63 年 4 月 1 日まで

私は、A事業所を退職し、昭和 62 年 2 月 1 日付けでB協会C事業所に課長待遇で採用された。その際、給与はA事業所退職時と同水準という採用条件で、月額 30 万円以上もらっていたが、オンライン記録では、私の標準報酬月額が 17 万円となっていた。このため、2 度にわたって年金記録の訂正を申し立てたが、いずれも認められなかった。再度、公正な判断をしてほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) B協会から提出された「C事業所事務分掌表(昭和 62 年 4 月 1 日現在)」に申立人は事務員として記載されており、当時のC事業所の長や複数の元同僚が「申立人は課長待遇ではなかった。」と証言していること、ii) 事業所が保管する当時の申立人の健康保険被扶養者認定通知書の標準報酬月額に 17 万円と記載されていること、iii) 申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情が見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 5 月 26 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は前回の審議結果に納得できないとして、再申立てを行っているが、保険料控除を示す新たな資料提出や周辺事情は無く、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、平成 22 年 10 月 27 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は再申立ての審議結果に納得できないとし、新たに記載したレポートを添付し、再々申立てを行っているが、当該レポートには、当委員会の決定を変更すべき新たな資料や周辺事情は無く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 11 月 27 日から 41 年 9 月 30 日まで  
② 昭和 42 年 10 月 1 日から 45 年 3 月 25 日まで

脱退手当金を受給した記憶は無く、当時、脱退手当金を請求しなければならないような生活上の理由も全く思い当たらないので、申立期間の脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和45年4月28日に支給決定されている上、事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「給・脱」欄における「脱」への○囲みが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前にある被保険者期間が、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の被保険者期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月 1 日から 44 年 2 月 8 日まで

私は、夫の転勤のためA事業所を辞めてB村へ引っ越した。失業保険はもらったが、脱退手当金を受け取った記憶が無いので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給対象月数及び支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日の2か月後に支給決定となっているなど一連の事務処理に不自然さはない。

また、年金事務所には厚生年金保険脱退手当金支給報告書が保管されており、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が確認できる。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前にある被保険者期間が、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の被保険者期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月から 51 年 1 月 5 日まで

私は、昭和 50 年 5 月から A 社に勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間とされていないことに納得がいかないので申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 50 年 5 月に A 社に入社し、同月から厚生年金保険に加入した。」と主張しているところ、申立人に係る雇用保険の記録から、少なくとも昭和 50 年 6 月 1 日から 52 年 9 月 26 日までの期間について A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人と同日（昭和 51 年 1 月 5 日）付けで厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の元同僚は、「入社後、試用期間終了とともに、厚生年金保険に加入した。」と供述していることから、当該事業所においては、申立期間当時、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、A 社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録は、オンライン記録と一致し、特に記載誤りや訂正等の形跡はうかがえない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 山梨厚生年金 事案 597 (事案 519 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 11 月 1 日から 18 年 1 月 1 日まで  
A社在職時の標準報酬月額が、源泉徴収票の記載からすると不当に引き下げられており納得がいかない。新たな証言が得られたので、再度審議してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人のA社における標準報酬月額は、申立期間において当初、62 万円で記録されていたところ、平成 17 年 11 月 11 日に 15 年 11 月まで遡って、9 万 8,000 円に引き下げる訂正処理が行われていることが確認できる。

申立人は、標準報酬月額が遡って引き下げられた処理について、届出に関与しておらず、その事実を知らなかったと主張しているが、社会保険事務所(当時)の滞納処分票の記載から、申立期間当時、保険料の滞納の処理を巡って、専務取締役である申立人が社会保険事務所職員と面談していることが確認できること、また、A社の社会保険の事務担当者が、社会保険事務所と相談した上で遡及した月額変更処理を届け出る際に、専務取締役であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに無断で処理を行ったとは考え難いことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 5 月 11 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は前回の決定に納得できないとし、新たな資料として、A社の代表取締役が作成した当時の社会保険関係事務について総務部長から聴取した内容をまとめた文書を提出し、再度審議してほしいと主張した上で申立てをしているが、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月 1 日から平成元年 1 月 31 日まで  
年金記録を確認したところ、登録されている標準報酬月額と当時実際に受け取っていた給与額が大幅に異なっていることが分かった。申立期間の標準報酬月額を給与相当額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された申立期間に係る源泉徴収簿写し及び給与所得の源泉徴収票写しから、申立期間のうち、昭和 59 年 7 月 1 日から 60 年 4 月 1 日までの期間については、給与からの保険料控除が行われていないことが確認できる上、同年 4 月 1 日から平成元年 2 月 1 日までの期間については、給与から控除されていた厚生年金保険料の額が、いずれの月においてもオンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額を下回る額であることが確認できることから、特例法の保険給付の対象には当たらないため、あっせんは行わない。